

砂川市条例第17号  
令和6年3月13日

砂川市普通河川管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

砂川市長 飯澤明彦

( 別 紙 )

砂川市普通河川管理条例の一部を改正する条例

砂川市普通河川管理条例（平成12年条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表（第21条関係）2 河川敷地占用料の表単価及び算出方法の欄中

「

380円	418円
580円	638円
780円	858円
340円	374円
540円	594円
740円	814円
34円	37円40銭
680円	748円
14円	15円40銭
20円	22円
30円	33円
41円	45円10銭
61円	67円10銭
81円	89円10銭

」

を

「

430円	473円
670円	737円
900円	990円
390円	429円
620円	682円
850円	935円
39円	42円90銭
780円	858円
16円	17円60銭
23円	25円30銭
35円	38円50銭
47円	51円70銭

70円	77円
93円	102円30銭

」

に改める。

#### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。